

復本第 2477 号  
令和 3 年 12 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 市 長  
（ 人 事 担 当 課 扱 い ） } 殿

復興庁統括官

（公印省略）

令和 4 年度における東日本大震災被災団体への人的支援について（依頼）

東日本大震災による被災団体への人的支援については、各地方公共団体において、厳しい行財政状況の中、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等、積極的に対応いただき、深く感謝申し上げます。

発災から 10 年超が経過したいま、地震・津波被災地域は、復興の総仕上げの段階に入り、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっております。

他方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要な課題も明らかとなっており、各地域が直面する課題に応じた職員の応援が必要とされている状況にあります。

このような状況を踏まえ、政府は、『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、令和 4 年度以降においても引き続き、復興の円滑かつ着実な遂行に取り組む所存です。

については、被災団体の窮状を御賢察いただき、被災団体への積極的な人的支援に、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。